

# 1. 相 談 窓 口

1 保健福祉サービスセンター	
内 容	障害福祉をはじめ、高齢者、母子・児童福祉の総合相談窓口として必要な指導や援助を行っています。お気軽にご相談ください。
○東部保健福祉サービスセンター（豊平・玉川・泉野） 〒391-0011 茅野市玉川4300番地 TEL 82-0026 FAX 82-0027	
○西部保健福祉サービスセンター（宮川・金沢） 〒391-0013 茅野市宮川3975番地 TEL 82-0073 FAX 82-0074	
○中部保健福祉サービスセンター（ちの・米沢・中大塩） 〒391-0002 茅野市塚原2丁目5番45号 TEL 82-0107 FAX 82-0108	
○北部保健福祉サービスセンター（湖東・北山） 〒391-0301 茅野市北山4808番地1 TEL 77-3000 FAX 77-3001	
<b>保健福祉サービスセンターの相談内容</b> ○総合相談(身体・知的・精神障害児者、高齢者、子育て、介護保険、医療) ○地域における保健指導、健康づくり、衛生教育に関すること	

## 2 茅野市役所

〒391-8501

茅野市塚原2丁目6番1号

TEL72-2101

地域福祉課	○福祉総務係	内線 302 303 304	保健、医療、福祉の企画・調整 民生児童委員、恩給、旧軍人・軍属援護、災害援護、人権対策、市営温泉施設管理、生活保護経理・統計、保護司会、更生保護女性会、日赤・福祉バス
	○障害福祉係	内線 315 316	障害福祉の相談窓口
	○生活福祉係	内線 317 318	生活保護の相談、生活困窮者自立相談支援（茅野市生活就労支援センター「まいさぼ」）
高齢者・保健課	○医療保険・年金係	内線 322 323 325 326 327 328	国民健康保険、福祉医療費給付金、国民年金後期高齢者医療保険（75歳以上。または、65歳から74歳までの方で、一定程度の障害があり、加入を希望される方。）の各種申請窓口、保険料の収納
	○高齢者福祉係	内線 334 335	高齢者福祉の相談窓口
	○介護保険係	内線 336 337	介護保険の資格管理、介護保険の給付、一時的な資金の貸付
健康づくり推進課	○健康推進係 (健康管理センター)	内線 330 331 直通 82- 0105	健康づくりに関する相談窓口、予防接種、各種検診（健診）、母子保健
幼児教育課	○幼児教育係	内線 622 623	保育園の管理運営、保育園における子育て支援

こども課	○こども・家庭支援係		内線 6 1 4	児童扶養手当、特別児童扶養手当
	茅野市 こども・家庭 総合支援拠点 「育ち あい ちの」	○こども・ 家庭相談係	内線 6 1 5 6 1 6 6 1 7	子育て・家庭・教育・発達に関する総合相談
		○発達支援 センター	内線 6 1 8	

### 3 諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」

内 容	障害者に対する各種講座やイベント・自立生活支援等、社会参加促進を図る事業や、相談支援事業を行っています。
窓 口	〒392-0024 諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター「湯小路いきいき元気館」内 TEL 54-7713 FAX 54-7723

### 4 諏訪児童相談所（知的障害者更生相談所）（障害児・知的障害者）

内 容	18歳未満の児童及び知的障害者のあらゆる問題について、相談に応じるとともに療育手帳及び施設入所の判定・指導を行っています。また、気軽に相談していただけるようテレホン相談も行っています。
相談の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の心身発達と障害についての相談・判定・指導</li> <li>・児童のしつけ、性格、行動、非行などについての相談・指導</li> <li>・障害児者の施設への入所相談</li> <li>・緊急に保護を要する場合などの一時保護相談</li> <li>・障害児の手当支給のための判定</li> </ul>
窓 口	〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3 TEL 52-0056

## 5 諏訪保健福祉事務所（健康づくり支援課）

内 容	健康増進、母子・歯科保健、生活習慣病予防、難病、精神保健福祉等の相談・指導を行うなど、保健・医療に関する総合窓口です。
窓 口	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 TEL 57-2926（予防衛生係） 57-2927（保健衛生係）

## 6 身体障害者更生相談所（総合リハビリテーションセンター）

内 容	18歳以上の身体障害者の施設入所、更生医療給付などについて医学的、心理的及び職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定、身体障害者手帳の交付を行っています。
窓 口	〒380-0008 長野市大字下駒沢618-1 TEL (026) 296-3953 総合リハビリテーションセンター内 更生相談室

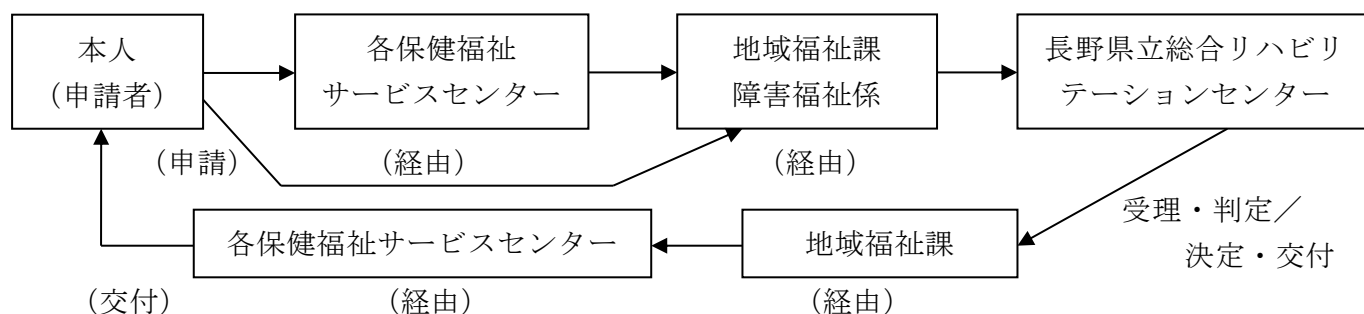
## 7 民生・児童委員

内 容	民生・児童委員は、生活に困っている方、児童、障害者、高齢者など援助を要する方々の相談、指導、調査などを行います。
窓 口	各行政区に民生・児童委員さんがいますので、お気軽にご相談ください。

## 2. 手帳の交付

障害の程度が法律の要件に合致する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。手帳の交付によって、各保健福祉施策の対象となることができます。

1 身体障害者手帳																																											
内 容	この手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法の定める障害程度に該当すると認められた場合に交付されるもので、障害の程度によって1級から6級まで区分されます。また、交通運賃割引等の区分のため1種または2種に分けられます。																																										
交付対象	<p>&lt;障害の部類・等級&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部類 \ 等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>聴覚・平衡機能</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※障害程度の変更、手帳の紛失・破損、住所の変更が生じた場合、又は手帳を必要としなくなった場合手続が必要ですのでご相談ください。</p>	部類 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚	○	○	○	○	○	○	聴覚・平衡機能		○	○	○	○	○	音声・言語・そしゃく			○	○			肢体不自由	○	○	○	○	○	○	内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)	○	○	○	○		
部類 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																					
視覚	○	○	○	○	○	○																																					
聴覚・平衡機能		○	○	○	○	○																																					
音声・言語・そしゃく			○	○																																							
肢体不自由	○	○	○	○	○	○																																					
内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)	○	○	○	○																																							
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医師による診断書（各障害部類ごとに診断書があります）</li> <li>・申請書 ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽 2枚）</li> <li>・個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</li> </ul> <p>※診断書と申請書は下記窓口にあります。</p>																																										
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○地域福祉課 障害福祉係</p>																																										



身体障害者障害程度等級表  
(視覚障害)

■は、第1種身体障害者の範囲

□は、第2種

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視力の良い方の 眼の視力が 0.01 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以 下のもの	1 視力の良い方 の眼の視力が 0.2 かつ他方の 眼の視力が 0.02 以下のもの	視力の良い方の 眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下か つ他方の眼の視 力が 0.02 以下の もの
	2 視力の良い方 の眼の視力が 0.04 かつ他方の 眼の視力が手動 弁以下のもの	2 視力の良い方 の眼の視力が 0.08 かつ他方の 眼の視力が手動 弁以下のもの			
	3 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内でかつ両眼に よる視野につい て視能率による 損失率が 95% 以 上のもの	3 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内でかつ両眼に よる視野につい て視能率による 損失率が 90% 以 上のもの	2 両眼の視野が それぞれ 10 度以 内のもの	2 両眼による視 野の 1 / 2 以上 が欠けているも の	

(聴覚障害・平衡機能障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
聴覚 障害		両耳の聴力レベ ルがそれぞれ 100dB 以上のもの	両耳の聴力レベ ルがそれぞれ 90dB 以上のも の	1 両耳の聴力レ ベルが 80dB 以上 のもの		1 両耳の聴力レベル が 70dB 以上のもの
				2 両耳による普 通話声の最良の 語音明瞭度が 50 % 以下のもの		2 一側耳の聴力レベ ルが 90dB 以上、他側 耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの
平衡 機能 障害			平衡機能の極め て著しい障害		平衡機能 の著しい 障害	

(音声機能・言語機能・そしゃく機能障害)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		音声機能、言語 機能又はそしゃ く機能の喪失	音声機能、言語 機能又はそしゃ く機能の著しい 障害		

(肢体不自由)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能の著しい障害					
	2 両上肢を手関節以上で欠くもの	2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	1 両上肢のおや指を欠くもの			
			2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害		
	3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	4 一上肢の機能を全廃したもの	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害		1 一上肢の機能の軽度の障害
	4 一上肢のすべての指を欠くもの					4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	3 一上肢のおや指を欠くもの
			4 一上肢のすべての指を欠くもの	4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	3 一上肢のおや指を欠くもの	4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの	3 一上肢の手指の機能の軽度の障害
			5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害		
				6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
				7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの		3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
				8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害			6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
下肢	1 両下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害					1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害
	2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	2 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	2 一下肢の機能の軽度の障害
				2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの			3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
			2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの			4 一下肢のすべての指を欠くもの
			3 一下肢の機能を全廃したものの	4 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害			5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
				5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの			2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
				6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの			3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害	
			2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの				

注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。



(肢体不自由)

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

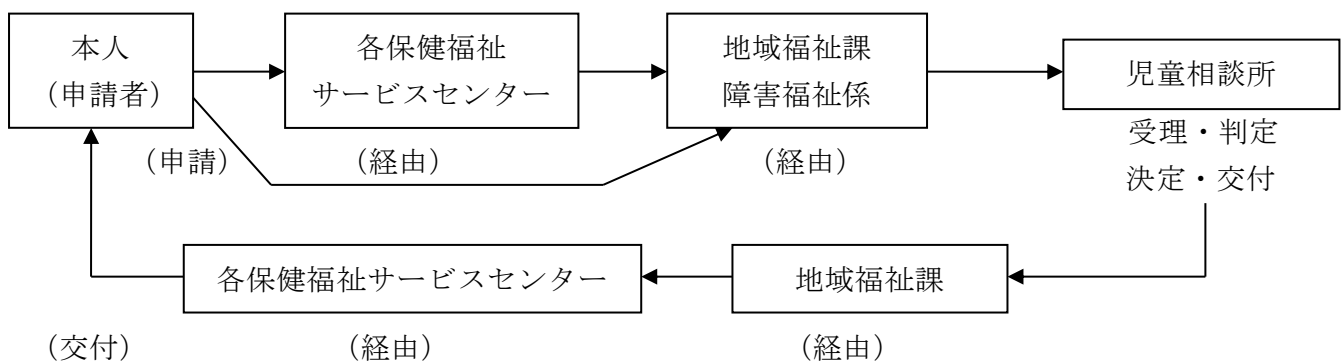
注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限をされるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

## 2 療育手帳

内 容	<p>この手帳は、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種福祉施策を受け易くするものです。</p> <p>障害の程度によってA1、A2、B1、B2の4つに区分されます。</p>																
交付対象	<p>&lt;判定基準&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害程度</th> <th>I Q</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重 度</td> <td>A 1</td> <td>35以下</td> <td rowspan="4">※ただし、IQについては、基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中 度</td> <td>A 2</td> <td>36~50(3級以上の身体障害を合併している者)</td> </tr> <tr> <td>B 1</td> <td>36~50</td> </tr> <tr> <td>軽 度</td> <td>B 2</td> <td>51~75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※療育手帳には有効期限があります。更新する方は再度判定を受けて頂きます。</p> <p>※手帳の紛失・破損、住所の変更が生じた場合、又は手帳を必要としなくなった場合手続が必要ですのでご相談ください。</p>	障害程度		I Q	備 考	重 度	A 1	35以下	※ただし、IQについては、基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。	中 度	A 2	36~50(3級以上の身体障害を合併している者)	B 1	36~50	軽 度	B 2	51~75
障害程度		I Q	備 考														
重 度	A 1	35以下	※ただし、IQについては、基本的なもので、身体処理能力等により総合的に判断されます。														
中 度	A 2	36~50(3級以上の身体障害を合併している者)															
	B 1	36~50															
軽 度	B 2	51~75															
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽 2枚）</li> </ul> <p>※申請書は下記窓口にあります。また18歳以上の人は、知的障害者調査書（保健福祉サービスセンター及び地域福祉課で作成）が必要です。</p>																
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○地域福祉課 障害福祉係</p>																



# 知的障害者の障害の程度

## 1 知的障害者 障害の程度による療育手帳の区分表

区 分		身 体 障 害				備 考
		重 度 (1, 2 級)	中 度 (3, 4 級)	軽 度 (5, 6 級)	な し	
知的障害	重 度 (IQ35 以下)	A1				「身体障害」欄の( )内の数字は、身体障害者福祉法に基づく障害等級である。
	中 度 (IQ36～50)	A2	B1			
	軽 度 (IQ51～75)	B2				

A1・・・重度知的障害(IQ35以下)

A2・・・中度の知的障害(IQ36～50)であつて、3級以上の身体障害を合併している者

B1・・・中度の知的障害(IQ36～50)

B2・・・軽度の知的障害(IQ51～75)

## 2 発達障害の程度の指標(厚生労働省の知的障害者実態調査(1975)における知的障害の程度に関する判定資料)

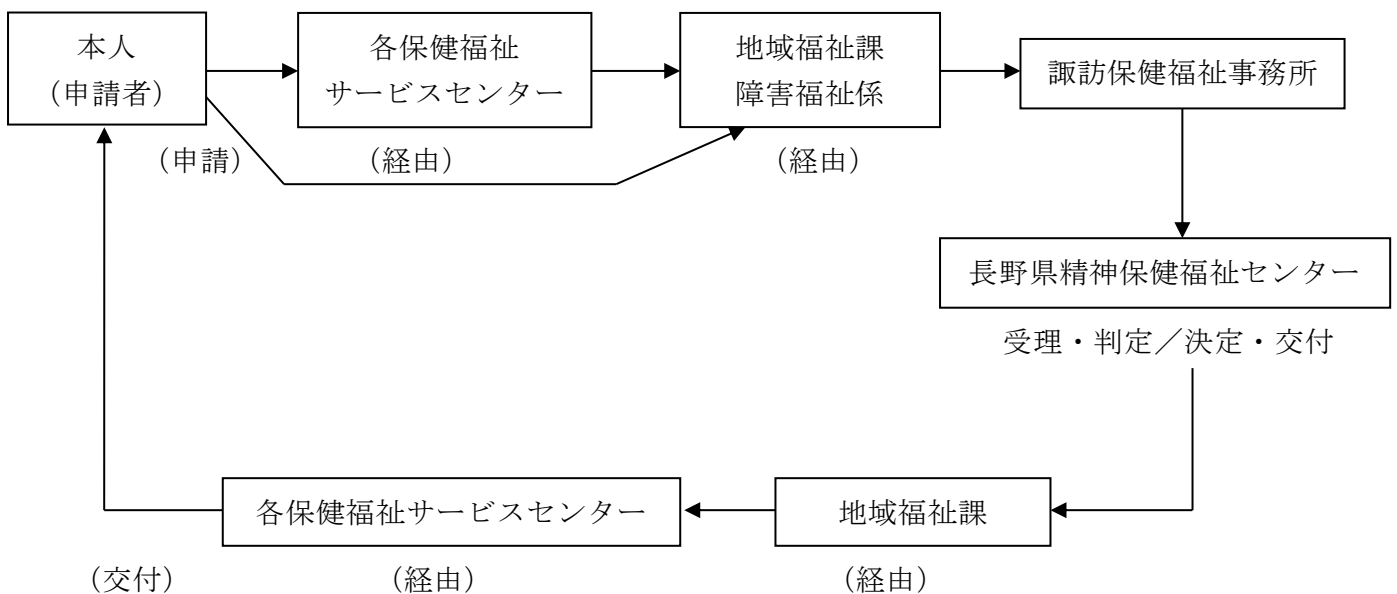
段階 年齢	軽 度	中 度	重 度	最 重 度
5 歳以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常会話はどうにかできる</li> <li>・数の理解はすこし遅れている</li> <li>・運動機能の目立った遅れは見られない</li> <li>・身のまわりの始末は代替できるが不完全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語による意思表示はいくらかできる</li> <li>・数の理解に乏しい</li> <li>・運動機能の遅れが目立つ</li> <li>・身のまわりの始末は部分的に可能</li> <li>・集団遊びは困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばがごく少なく意思の表示は身振りなどで示す・ある程度の感情表現はできる(笑ったり、怒ったり等)</li> <li>・運動機能の発達の遅れが著しい</li> <li>・身のまわりの始末はほとんど出来ない</li> <li>・集団遊びは出来ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語不能</li> <li>・最小限の感情表示(快、不快等)</li> <li>・歩行が不能又はそれに近い</li> <li>・食事、衣服の着脱などはまったくできない</li> </ul>
6 歳～11 歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通の学級における学習活動についていくことは難しい</li> <li>・身辺処理は大体できる・比較的遠距離でも一人で通学できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常会話はある程度可能</li> <li>・数の理解が身につき始める</li> <li>・身辺処理は大体できるが不完全</li> <li>・ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語による意思表示はある程度可能</li> <li>・読み書きの学習は困難である</li> <li>・数の理解に乏しい</li> <li>・身近なものの認知や区別はできる</li> <li>・身辺処理は部分的に可能</li> <li>・身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない</li> <li>・ごく簡単なお手伝いまでできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語は数語のみ</li> <li>・数はほとんど理解できない</li> <li>・食事、衣服の着脱など一人ではほとんどできない</li> <li>・一人遊びが多い</li> </ul>
12 歳～17 歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 3～4 年生程度の学力にとどまる</li> <li>・抽象的思考や合理的判断に欠ける</li> <li>・身辺処理は普通児並にできる</li> <li>・基本的な作業訓練は可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 2～3 年生程度の学力にとどまる</li> <li>・身辺処理は大体できる・簡単なゲームのきまりを理解する</li> <li>・単純な作業に参加できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常会話はある程度できる</li> <li>・ひらがなはどうか読み書きできる</li> <li>・数量処理は困難・身辺処理は大体できる</li> <li>・単純作業にある程度従事できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会話は困難</li> <li>・文字の読み書きはできない</li> <li>・数の理解はほとんどできない</li> <li>・身辺処理はほとんど不可能</li> <li>・作業能力はほとんどない</li> </ul>
18 歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 5～6 年生程度の学力にとどまる</li> <li>・抽象的思考や合理的判断に乏しい</li> <li>・事態の変化に適応する能力は弱い</li> <li>・職業生活はほぼ可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な読み書きや金銭の計画ならばできる</li> <li>・適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能</li> <li>・単純作業に従事できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常会話はある程度できる</li> <li>・ひらがなはどうか読み書きできる</li> <li>・数量処理は困難・身辺処理は大体できる</li> <li>・単純作業にある程度従事できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会話は困難</li> <li>・文字の読み書きはできない</li> <li>・数の理解はほとんどできない</li> <li>・身辺処理はほとんど不可能</li> <li>・作業能力はほとんどない</li> </ul>
標準化されたテストによる指数 (IQ, SQ, DQ)	75	50	35	20

(注) 1 「5 歳以下」の欄は、おおむね 4～5 歳児の発達障害を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。

2 「標準化されたテストによる指数」欄の数と斜線は「おおむね」の意味をもつ。

### 3 精神障害者保健福祉手帳

内 容	<p>この手帳は、一定の精神障害を持つ方が様々な福祉的支援を受けやすくなることを目的としたものです。</p> <p>障害の程度によって1級、2級、3級に区分されます。</p>
交付対象	<p>精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者。</p> <p>※精神疾患には、統合失調症・そううつ病・てんかん・中毒精神病・発達障害等があります。</p> <p>※精神障害者保健福祉手帳の有効期限は交付日から2年間です。有効期限を延長するには更新の手続きが必要となります。</p>
手 続	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽 1枚）</li> <li>・精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、又は医師の診断書</li> <li>・同意書</li> </ul> <p>※診断書と申請書は下記窓口にあります。</p>
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○地域福祉課 障害福祉係</p>



精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	<p>1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。</p> <p>6 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度なもの</p> <p>8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が無く、文化的社会活動に参加できない。</p> <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
2級 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身の安全を保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。</p>

	<p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。</p>	<p>(上記1～8のうちいくつか該当するもの)</p>
<p>3級</p> <p>精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</p>	<p>1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。</p> <p>2 そううつ病(気分(感情)障害)によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。</p> <p>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>6 器質精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。</p> <p>7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。</p> <p>8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの。</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは、なお十分とはいええず不安定である。</p> <p>6 身の安全の保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。</p> <p>(上記1～8のうちいくつか該当するもの)</p>

### 3. 年金・手当

1 障害基礎年金 (身体障害者・知的障害者・精神障害者)					
支給要件	<p>障害の原因となった傷病の初診日（初めて医者にかかった日）において次の要件をすべて満たす人に支給されます。</p> <p>(1) 障害の原因となった病気やけがについて、初診日において、国民年金の被保険者であるとき、または国民年金の被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。</p> <p>(2) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上あること。なお、平成38年3月31日までに初診日がある傷病については、前記の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています（初診日において65歳以上の人は除く）。</p> <p>(3) 障害認定日（原則として初診日から1年6カ月を経過した日）に<u>国民年金法施行令で定める程度以上の障害の状態にあること。</u> ただし、初診日が20歳前にある障害については、前記（1）（2）の受給要件に該当しなくても20歳に達したとき（障害認定日が20歳以降の場合は、その障害認定日）一定以上の障害の状態にあれば支給されます（本人の所得制限があります）。</p>				
年金額	<p>○障害の程度により、1級と2級がありますが、公的年金の年金額は、物価変動などに応じて改定されます。</p> <p>※加算等ありますので詳しくは窓口までお尋ねください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">974,125円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">779,300円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（平成30年度年金額）</p>	1 級	974,125円	2 級	779,300円
1 級	974,125円				
2 級	779,300円				
手続き	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・診断書</li> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・年金請求書</li> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・病歴・就労状況申立書</li> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・年金手帳</li> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・障害者本人の預金通帳</li> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・障害者本人の住民票</li> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・お持ちの手帳（身体障害者手帳等）</li> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・印鑑</li> </ul> <p>※他にも書類が必要な場合がありますので、事前に下記窓口までお問い合わせください。</p>				
窓口	○高齢者・保険課 医療保険・年金係 TEL 7 2 - 2 1 0 1 内線 3 3 3				



## 2 障害厚生年金

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

支給要件

- 次の要件をすべて満たす人に支給されます。
- (1) 厚生年金加入中に初診日があること。
- (2) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金または共済組合の被保険者期間があり、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上あること。ただし、初診日が平成38年3月31日までにある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納が無いこと（初診日において65歳以上の人は除く）。
- (3) 障害認定日（原則として初診日から起算して1年6カ月を経過した日）に一定程度の障害の状態であること。

年金額

(平成30年度の年金額)

1級	(報酬比例の年金額) × 1.25 + 配偶者加給年金額 (224,300円)
2級	(報酬比例の年金額) + 配偶者加給年金額 (224,300円)
3級	(報酬比例の年金額) ※最低保障額 584,500円

報酬比例の年金額

A 平成15年3月以前の加入期間の金額

平均標準報酬月額※1 × (7.125/1000) × 平成15年3月までの加入期間月数※3

B 平成15年4月以後の加入期間の金額

平均標準報酬月額※2 × (5.481/1000) × 平成15年4月以降の加入期間月数※3

※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※2 平均標準報酬月額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割った額です。

※3 加入期間の目安・・・加入期間の合計が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

手続き

○手続きにお持ちいただくもの

- ・診断書 ・年金請求書 ・印鑑 ・病歴 ・就労状況申立書
- ・年金手帳 ・障害者本人の預金通帳 ・通知カード
- ・お持ちの手帳（身体障害者手帳等）

※他にも書類が必要な場合があります。必ず事前にお問い合わせください。

窓口

岡谷年金事務所

〒394-8665

岡谷市中央町1-8-7

TEL 23-3661

### 3 児童扶養手当

内 容	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的とし、次のいずれかの方に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳までの児童（心身に重度または中度の障害のある児童は20歳未満）を監護している父母又は養育者。</li> <li>・父又は母が重度の障害者で、18歳までの児童（障害児の場合は20歳未満）を監護している父母又は養育者。</li> </ul>														
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1" data-bbox="384 748 1430 1160"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平成30年 4月～</th> <th colspan="2">児童加算額（一人につき）</th> </tr> <tr> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給の場合</td> <td>42,500円</td> <td>10,040円</td> <td>6,020円</td> </tr> <tr> <td>一部支給の場合</td> <td>42,490円～ 10,030円</td> <td>10,030円 ～5,020円</td> <td>6,010円～ 3,010円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年 4月～	児童加算額（一人につき）		第2子	第3子以降	全部支給の場合	42,500円	10,040円	6,020円	一部支給の場合	42,490円～ 10,030円	10,030円 ～5,020円	6,010円～ 3,010円
区分	平成30年 4月～			児童加算額（一人につき）											
		第2子	第3子以降												
全部支給の場合	42,500円	10,040円	6,020円												
一部支給の場合	42,490円～ 10,030円	10,030円 ～5,020円	6,010円～ 3,010円												
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金を受給している場合や日本国内に住所がないとき等は支給されません。</li> <li>・所得が一定額を超える場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部又は全部が支給されません。</li> </ul>														
支 給 月	4月、8月、12月（各月11日の年3回）														
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者と対象児童の戸籍謄本</li> <li>・請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し</li> <li>・その他必要な書類</li> <li>・印鑑                      ・年金手帳                      ・請求者名義の普通預金通帳</li> <li>・個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</li> </ul>														
窓 口	<p>○こども課    こども・家庭支援係 TEL 72-2101                      内線 614</p>														

## 4 特別児童扶養手当

(身体障害児・知的障害児・精神障害児)

内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20歳未満の重度若しくは中度の障害児（身体障害・知的障害・精神障害）を監護している父もしくは母又は養育者に支給されます。</li> <li>・ 所得が一定額を超える場合は支給されません。</li> <li>・ 児童が児童福祉施設などに入所した場合は受給資格を失います。</li> </ul>						
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1" data-bbox="448 566 1358 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 566 852 696">区分</th> <th data-bbox="857 566 1358 696">平成30年4月～ 障害児1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 703 852 768">1級（月額）</td> <td data-bbox="857 703 1358 768">51,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 775 852 842">2級（月額）</td> <td data-bbox="857 775 1358 842">34,430円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※身体障害者手帳等の等級とは一緒ではありません。</p>	区分	平成30年4月～ 障害児1人につき	1級（月額）	51,700円	2級（月額）	34,430円
区分	平成30年4月～ 障害児1人につき						
1級（月額）	51,700円						
2級（月額）	34,430円						
支 給 月	<p>4月、8月、12月（各月11日の年3回）（ただし、12月期は11月11日） ※申請月の翌月から支給</p>						
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求者と対象児童の戸籍謄本</li> <li>・ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し</li> <li>・ 所定の診断書（療育手帳がA判定の場合又は身体障害者手帳1～3級の場合、その写しにより診断書を省略できる場合があります）</li> <li>・ その他必要な書類 ・ 請求者名義の普通預金通帳 ・ 印鑑</li> <li>・ 個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</li> </ul>						
窓 口	<p>○こども課 こども・家庭支援係 TEL 72-2101 内線 614</p>						

## 5 特別障害者手当

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

<p>内 容</p>	<p>20歳以上であって、身体又は知的、精神の重度の障害により日常生活に常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金法1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）に支給されます。</p> <p>ただし、施設に入所中の方や、継続して3ヶ月以上病院等に入院している方は除きます。また、所得が一定額を超える場合は支給されません。</p>				
<p>手 当 額</p>	<p>○手当額</p> <table border="1" data-bbox="429 703 1353 857"> <tr> <td data-bbox="429 703 826 779"> <p>区分</p> </td> <td data-bbox="826 703 1353 779"> <p>平成30年4月分から</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="429 779 826 857"> <p>月額</p> </td> <td data-bbox="826 779 1353 857"> <p>26,940円</p> </td> </tr> </table> <p>※平成31年4月以降の手当額は、物価変動などに応じて改定されるため未定です。</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年4月分から</p>	<p>月額</p>	<p>26,940円</p>
<p>区分</p>	<p>平成30年4月分から</p>				
<p>月額</p>	<p>26,940円</p>				
<p>支 給 月</p>	<p>2月、5月、8月、11月（基本的に各月10日の年4回）</p>				
<p>手 続</p>	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳又は療育手帳</li> <li>・特別障害者手当認定診断書（身体障害者手帳及び療育手帳を所持していない者）</li> <li>・国民年金証書 ・印鑑 ・障害者本人の預金通帳</li> <li>・個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</li> </ul>				
<p>窓 口</p>	<p>○地域福祉課 障害福祉係</p> <p>※制度の詳細は、地域福祉課 障害福祉係にてご案内します。 書類受付のみ、各保健福祉サービスセンターでも行います。</p>				

6 障害児福祉手当 (身体障害児・知的障害児・精神障害児)					
内 容	<p>20歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級の一部の障害のある方、並びに常時介護を要する知的障害児（IQ20以下）及びそれと同程度以上と認められる方に支給されます。</p> <p>ただし、施設等に入所中の方や、障害年金等一定の年金を受給されている場合、または所得が一定額を超える場合には支給されません。</p>				
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年4月分から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>14,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成31年4月以降の手当額は、物価変動などに応じて改定されるため未定です。</p>	区分	平成30年4月分から	月額	14,650円
区分	平成30年4月分から				
月額	14,650円				
支 給 月	2月、5月、8月、11月（基本的に各月10日の年4回）				
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・障害児福祉手当認定診断書 (身体障害者手帳及び療育手帳を所持していない者)</li> <li>・印鑑 ・障害児本人の預金通帳</li> <li>・個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</li> </ul>				
窓 口	<p>○地域福祉課 障害福祉係</p> <p>※制度の詳細は、地域福祉課 障害福祉係にてご案内します。 書類の受付のみ、各保健福祉サービスセンターでも行います。</p>				

7 福祉手当（経過措置） (身体障害者・知的障害者・精神障害者)					
内 容	<p>昭和61年3月31日において、20歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和61年4月1日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方には、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。</p>				
手 当 額	<p>○手当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年4月分から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>14,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成31年4月以降の手当額は、物価変動などに応じて改定されるため未定です。</p>	区分	平成30年4月分から	月額	14,650円
区分	平成30年4月分から				
月額	14,650円				
支 給 月	2月、5月、8月、11月（基本的に各月10日の年4回）				
窓 口	○地域福祉課 障害福祉係				

8 介護福祉金（市）（身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児を介護する者）	
内 容	3歳以上で、常時複雑な介護を必要とする在宅の重度心身障害児者を6ヶ月以上介護している方に支給されます。
支 給 額	年 額 50,000円
支 給 月	12月（基準日11月1日）
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○地域福祉課 障害福祉係

9 心身障害者扶養共済（身体障害者・知的障害者・精神障害者）	
内 容	心身障害者(児)を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡したり著しい障害を有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障害者(児)に年金を支給し、生活の安定を保証しようとするものです。1人の心身障害者につき2口まで加入できます。
加入対象者	心身障害者(児)（身体障害者1～3級、知的障害者及び精神障害者等）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしているもの。 （1）県内に住所があること。 （2）年齢（毎年4月1日における）が65歳未満であること。 （3）特別な疾病又は障害のない健康状態であること。
掛 金	加入時の年齢により段階があります。 （1口 月額9,300円～23,300円） 掛金が減額や免除になる場合があります。
年金等の給付	（1）加入者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障害者(児)に月額1口20,000円の年金を支給します。 （2）加入期間が1年以上で、障害者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて1口20,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 （3）5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口30,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳等 ・印鑑 ・障害者本人と申請者の住民票の写し
窓 口	○地域福祉課 障害福祉係

## 10 心身障害福祉金（市単年金）（身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児）

内 容	次の対象者に該当する方に支給されます。		
	対 象 者	障 害 程 度	
	重度障害児	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級	
	準重度障害児	身体障害者手帳3級、療育手帳B1、特別児童扶養手当2級	
	重度障害者 (20歳以上)	特別障害者手当該当者と同等の障害のある方	
	ただし、福祉施設入所者児、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）該当者は支給されません。		
支 給 額	重度障害児	年 額	48,000円（月額4,000円）
	準重度障害児	年 額	24,000円（月額2,000円）
	重度障害者	年 額	24,000円（月額2,000円）
支 給 月	3月、7月、11月（基本的に各月28日の年3回）		
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳、又は特別児童扶養手当証書、国民年金証書、診断書等 ・印鑑 ・預金通帳		
窓 口	○地域福祉課 障害福祉係 ※制度の詳細は、地域福祉課 障害福祉係にてご案内します。 書類の受付のみ、各保健福祉サービスセンターでも行います。		

## 11 交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

内 容	<見舞金> 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは国民年金法による障害程度1級に相当する障害者となった場合、当該遺児等に支給されます。		
	<激励金> 中学校、高等学校（盲学校、ろう学校、養護学校の高等部を含む）及び専修学校高等課程のいずれかの学校を卒業、または中途退学して、就職した遺児等に支給されます。		
支 給 額	見舞金・・・遺児等1人につき、50,000円 激励金・・・遺児等1人につき、70,000円		
窓 口	茅野市社会福祉協議会 TEL 73-4431		

## 4. 医療・健康

1 福祉医療費給付金	
内 容	<p>次の対象者が、自己負担された医療費に対して給付金を支給します。 給付金は、病院や薬局等で支払われた医療費（保険診療分）の自己負担額から、1医療機関につき月額500円の負担金を差し引いた額となります。定期健診、予防接種、入院時個室料、文書料等の保険診療外のもの是对象となりません。</p> <p>※中学校3年生までのお子さん（心身障害者、母子・父子家庭の福祉医療費受給者証をお持ちのお子さんも含む）については、平成30年8月診療分より、医療機関（病院・薬局）の窓口で受給者証を提示いただくと、自己負担額が1医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）につき月額500円の上限で済むようになります。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上の老人（世帯員全員が住民税非課税の者に限りませす）</li> <li>・ 15歳未満のこども（満15歳の誕生日以降の3月31日まで）</li> <li>・ 身体障害者手帳1級～3級に該当している者（65歳以上の方は、肢体不自由者のみ4級でも該当になる場合があります）</li> <li>・ 療育手帳A1～B1に該当している者</li> <li>・ 特別児童扶養手当1、2級に該当している児童</li> <li>・ 障害年金1級に該当している者</li> <li>・ 65歳以上で障害年金1級、2級に該当する者</li> <li>・ 65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する者</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当している者 （通院であれば、精神科以外の診療も対象。入院は全て対象外。）</li> <li>・ 母子家庭の母子、父子家庭の父子</li> </ul>
給 付 月	診療月の2ヶ月後（申請手続きをいただいた方）
手 続 き	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険証 ・ 印鑑 ・ 預金通帳</li> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、公的年金証書</li> </ul>
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・保険課 医療保険・年金係</li> <li>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</li> <li>○地域福祉課 障害福祉係</li> </ul>



## 2 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

内 容	心身の障害の状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費負担します。但し、所得に応じて費用の負担があります。
対 象 者	<p>更生医療・・・身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害をなくしたり、軽減する手術等の治療により確実に効果を期待できる18歳以上の者。</p> <p>育成医療・・・身体に障害を有する児童で、その障害をなくしたり、軽減する手術等の治療により確実に効果を期待できる18歳未満の者。</p> <p>精神通院医療・・・統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に必要とする者。</p>
対象となる医療の例	<p>○更生医療</p> <p>(1) 視覚障害 …………… 角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術 等</p> <p>(2) 聴覚障害 …………… 鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳、外耳道形成術 等</p> <p>(3) 音声言語 …………… 形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正 等</p> <p>(4) 肢体不自由 ……… 人工股関節置換術、切断端形成術、理学療法 等</p> <p>(5) 内部障害 …………… 人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、中心静脈栄養法、抗H I V療法、免疫調節療法 等</p> <p>○育成医療</p> <p>(1) 視覚障害 …………… 白内障、先天性緑内障、斜視、眼瞼下垂 等</p> <p>(2) 聴覚障害 …………… 先天性耳奇形形成術、慢性中耳炎、感音系難聴 等</p> <p>(3) 音声言語 …………… 口蓋裂等の形成術、唇顎口蓋裂の歯科矯正 等</p> <p>(4) 肢体不自由 ……… 関節置換術、関節形成術、切断端形成術 等</p> <p>(5) 内部障害 …………… 人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎移植術、中心静脈栄養法、抗H I V療法、免疫調節療法 その他先天性内臓障害の尿道形成人工肛門の造設などの外科手術 等</p>

<p>対象となる 医療の例</p>	<p>○精神通院医療  (1)病状性を含む器質性精神障害  (2)精神作用物質使用による精神及び行動の障害  (3)統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害  (4)気分障害  (5)てんかん  (6)神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害  (7)生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群  (8)成人の人格及び行動の障害  (9)精神遅滞  (10)心理的発達の障害  (11)小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害</p>
<p>手 続</p>	<p>○手続きにお持ちいただくもの</p> <p>○更生医療  ・印鑑 ・健康保険証の写し ・身体障害者手帳  ・更生医療意見書 ・特定疾病療養受給者証の写し（人工透析の場合）  ・個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</p> <p>○育成医療  ・印鑑 ・健康保険証の写し ・育成医療意見書  ・個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類</p> <p>○精神通院医療  ・印鑑 ・健康保険証の写し ・精神通院医療用診断書  ・公的年金証書の写し及び直近の「振込（支払）通知書」の写し</p>
<p>窓 口</p>	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）  ○地域福祉課 障害福祉係</p>

### 3 特定疾患医療費給付

内 容	次の対象疾患の患者の保険医療費の自己負担分（患者一部負担額を除く）を公費負担します。
手 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定疾患医療受給者証交付申請書（窓口にあります）</li> <li>・ 臨床調査個人票 ・ 世帯全員の住民票の写し</li> <li>・ 健康保険証の写し ・ その他関係書類</li> </ul>
窓 口	諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL 57-2926
対象疾患	以下のとおり

対象疾患			
1	球脊髄性筋萎縮症	23	プリオン病
2	筋萎縮性側索硬化症	24	亜急性硬化性全脳炎
3	脊髄性筋萎縮症	25	進行性多巣性白質脳症
4	原発性側索硬化症	26	HTLV-1関連脊髄症
5	進行性核上性麻痺	27	特発性基底核石灰化症
6	パーキンソン病	28	全身性アミロイドーシス
7	大脳皮質基底核変性症	29	ウルリッヒ病
8	ハンチントン病	30	遠位型ミオパチー
9	神経有棘赤血球症	31	ベスレムミオパチー
10	シャルコー・マリー・トゥース病	32	自己食空胞性ミオパチー
11	重症筋無力症	33	シュワルツ・ヤンペル症候群
12	先天性筋無力症候群	34	神経線維腫症
13	多発性硬化症／神経脊髄炎	35	天疱瘡
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	36	表皮水疱症
15	封入体筋炎	37	膿胞性乾癬（汎発性）
16	クロウ・深瀬症候群	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
17	多系統萎縮症	39	中毒性表皮壊死症
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	40	高安動脈炎
19	ライソゾーム病	41	巨細胞性動脈炎
20	副腎白質ジストロフィー	42	結節性多発動脈炎
21	ミトコンドリア病	43	顕微鏡的多発血管炎
22	モヤモヤ病	44	多発血管炎性肉芽腫症

対象疾患			
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	80	甲状腺ホルモン不応症
46	悪性関節リウマチ	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
47	バージャー病	82	先天性副腎低形成症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	83	アジソン病
49	全身性エリテマトーデス	84	サルコイドーシス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	85	特発性間質性肺炎
51	全身性強皮症	86	肺動脈性肺高血圧症
52	混合性結合組織病	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
53	シェーグレン症候群	88	慢性血栓性肺高血圧症
54	成人スチル病	89	リンパ管筋腫症
55	再発性多発軟骨炎	90	網膜色素変性症
56	ベーチェット病	91	バッド・キアリ症候群
57	特発性拡張型心筋症	92	特発性門脈圧亢進症
58	肥大型心筋症	93	原発性胆汁性胆管炎
59	拘束型心筋症	94	原発性硬化性胆管炎
60	再生不良性貧血	95	自己免疫性肝炎
61	自己免疫性溶血性貧血	96	クローン病
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	97	潰瘍性大腸炎
63	特発性血小板減少性紫斑病	98	好酸球性消化管疾患
64	血栓性血小板減少性紫斑病	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
65	原発性免疫不全症候群	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
66	IgA腎症	101	腸管神経節細胞僅少症
67	多発性嚢胞腎	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
68	黄色靱帯骨化症	103	CFC症候群
69	後縦靱帯骨化症	104	コステロ症候群
70	広範脊柱管狭窄症	105	チャージ症候群
71	特発性大腿骨頭壊死症	106	クリオピリン関連周期熱症候群
72	下垂体性 ADH分泌異常症	107	若年性特発性関節炎
73	下垂体性 TSH分泌亢進症	108	TNF受容体関連周期性症候群
74	下垂体性 PRL分泌亢進症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
75	クッシング病	110	ブラウ症候群
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	111	先天性ミオパチー
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
78	下垂体前葉機能低下症	113	筋ジストロフィー
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群

対象疾患			
115	遺伝性周期性四肢麻痺	147	早期ミオクロニー脳症
116	アトピー性脊髄炎	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
117	脊髄空洞症	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
118	脊髄髄膜瘤	150	環状20番染色体症候群
119	アイザックス症候群	151	ラスマッセン脳炎
120	遺伝性ジストニア	152	PCDH19関連症候群
121	神経フェリチン症	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
122	脳表へモジデリン沈着症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	155	ランドウ・クレフナー症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	156	レット症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	157	スタージ・ウェーバー症候群
126	ペリー症候群	158	結節性硬化症
127	前頭側頭葉変性症	159	色素性乾皮症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	160	先天性魚鱗癬
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	161	家族性良性慢性天疱瘡
130	先天性無痛無汗症	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
131	アレキサンダー病	163	特発性後天性全身性無汗症
132	先天性核上性球麻痺	164	眼皮皮膚白皮症
133	メビウス症候群	165	肥厚性皮膚骨膜炎
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	166	弾性線維性仮性黄色腫
135	アイカルディ症候群	167	マルファン症候群
136	片側巨脳症	168	エーラス・ダンロス症候群
137	限局性皮質異形成	169	メンケス病
138	神経細胞移動異常症	170	オクシピタル・ホーン症候群
139	先天性大脳白質形成不全症	171	ウィルソン病
140	ドラベ症候群	172	低ホスファターゼ症
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	173	VATER症候群
142	ミオクロニー欠神てんかん	174	那須・ハコラ病
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	175	ウィーバー症候群
144	レノックス・ガストー症候群	176	コフィン・ローリー症候群
145	ウエスト症候群	177	ジュベール症候群関連疾患
146	大田原症候群	178	モワット・ウィルソン症候群

対象疾患			
179	ウィリアムズ症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
180	ATR-X症候群	215	ファロー四徴症
181	クルーゾン症候群	216	両大血管右室起始症
182	アペール症候群	217	エプスタイン病
183	ファイファー症候群	218	アルポート症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群	219	ギャロウェイ・モワト症候群
185	コフィン・シリス症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
186	ロスムンド・トムソン症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
187	歌舞伎症候群	222	一次性ネフローゼ症候群
188	多脾症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
189	無脾症候群	224	紫斑病性腎炎
190	鰓耳腎症候群	225	先天性腎性尿崩症
191	ウェルナー症候群	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
192	コケイン症候群	227	オスラー病
193	プラダー・ウィリ症候群	228	閉塞性細気管支炎
194	ソトス症候群	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
195	ヌーナン症候群	230	肺胞低換気症候群
196	ヤング・シンプソン症候群	231	$\alpha$ -アンチトリプシン欠乏症
197	1p36欠失症候群	232	カーニー複合
198	4p欠失症候群	233	ウォルフラム症候群
199	5p欠失症候群	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	235	副甲状腺機能低下症
201	アンジェルマン症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
202	スミス・マギニス症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
203	22q11.2欠失症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
204	エマヌエル症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
205	脆弱X症候群関連疾患	240	フェニルケトン尿症
206	脆弱X症候群	241	高チロシン血症1型
207	総動脈幹遺残症	242	高チロシン血症2型
208	修正大血管転位症	243	高チロシン血症3型
209	完全大血管転位症	244	メープルシロップ尿症
210	単心室症	245	プロピオン酸血症
211	左心低形成症候群	246	メチルマロン酸血症
212	三尖弁閉鎖症	247	イソ吉草酸血症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	248	グルコーストランスポーター1欠損症

対象疾患			
249	グルタル酸血症1型	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
250	グルタル酸血症2型	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
251	尿素サイクル異常症	282	先天性赤血球形成異常性貧血
252	リジン尿性蛋白不耐症	283	後天性赤芽球癆
253	先天性葉酸吸収不全	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
254	ポルフィリン症	285	ファンコニ貧血
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	286	遺伝性鉄芽球性貧血
256	筋型糖原病	287	エプスタイン症候群
257	肝型糖原病	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	289	クロンカイト・カナダ症候群
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
260	シトステロール血症	291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
261	タンジール病	292	総排泄腔外反症
262	原発性高カイロミクロン血症	293	総排泄腔遺残
263	脳腱黄色腫症	294	先天性横隔膜ヘルニア
264	無 $\beta$ リポタンパク血症	295	乳幼児肝巨大血管腫
265	脂肪萎縮症	296	胆道閉鎖症
266	家族性地中海熱	297	アラジール症候群
267	高IgD症候群	298	遺伝性膀胱炎
268	中條・西村症候群	299	嚢胞性線維症
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	300	IgG4関連疾患
270	慢性再発性多発性骨髄炎	301	黄斑ジストロフィー
271	強直性脊椎炎	302	レーベル遺伝性視神経症
272	進行性骨化性線維異形成症	303	アッシャー症候群
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	304	若年発症型両側性感音難聴
274	骨形成不全症	305	遅発性内リンパ水腫
275	タナトフォリック骨異形成症	306	好酸球性副鼻腔炎
276	軟骨無形成症	307	カナバン病
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	308	進行性白質脳症
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	309	進行性ミオクローヌステんかん
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	310	先天異常症候群

対象疾患			
311	先天性三尖弁狭窄症	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
312	先天性僧帽弁狭窄症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
313	先天性肺静脈狭窄症	324	メチルグルタコン酸尿症
314	左肺動脈右肺動脈起始症	325	遺伝性自己炎症疾患
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／ LMX1B関連腎症	326	大理石骨病
316	カルニチン回路異常症	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
317	三頭酵素欠損症	328	前眼部形成異常
318	シトリン欠損症	329	無虹彩症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	331	特発性多中心性キャスルマン病
321	非ケトーシス型高グリシン血症		

#### 4 遷延性意識障害者医療費給付

内 容	遷延性意識障害者（遷延性植物状態者）の保険医療費の最終自己負担を公費負担します。		
対 象 者	疾病又は事故により、引き続いて3ヶ月以上の間意識障害がある者。		
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・受給者証交付申請書 ・臨床調査個人票 ・患者本人の住民票 ・健康保険証の写し ・印鑑		
窓 口	諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL	57-2926

#### 5 未熟児養育医療

内 容	医師が養育のため入院を必要と認めた未熟児の入院費（通院は対象外）について保険負担分を一部公費負担します。		
対 象 者	出生時体重2,000グラム以下等、医師が養育のため入院を必要と認めた未熟児		
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・養育医療給付申請書 ・養育医療意見書 ・世帯調書 ・個人番号カードまたは通知カード ・健康保険証の写し ・所得・課税状況を証明する書類 ・印鑑		
窓 口	○健康づくり推進課 健康総務係（健康管理センター）		